

## 奈良市公告第 210 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市・生駒市消防指令センター更新整備・運用業務委託  
(2) 業務場所 奈良市八条五丁目 404 番地の 1 奈良市消防局 他  
(3) 業務期間 契約の日から令和 15 年 3 月 31 日  
(4) 業務概要

ア 奈良市・生駒市消防指令センター更新整備業務

- (ア) 内容
- a 消防指令施設の整備
  - b 指令センター等設備工事
  - c 消防指令施設構築に関連する整備
  - d その他発注者が必要とする事項

(イ) 履行期間

契約の日から令和 10 年 3 月 31 日

イ 奈良市・生駒市消防指令センター運用保守業務

- (ア) 内容
- a 定期保守
  - b 機器・端末保守
  - c 障害時対応
  - d その他発注者が必要とする事項

(イ) 履行期間

令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たしている単独事業者又は共同企業体とします。

単独事業者の場合は、次の(1)から(9)の要件全てを満たす者とする。また、共同企業体の場合は、(10)の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度奈良市入札参加資格を有すること。ただし、当該参加資格を有しない者が本件に入札参加を希望する場合には、以下の書類を提出すること。
- ア 納税証明書の写し 1 部  
【奈良市内の事業者の場合】（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有す

るものを含む。) [奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税(法人にあっては法人市民税)及び固定資産税(参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分)の納税証明書

【奈良市外の事業者の場合】[国税納税地を管轄する税務署で証明]

納税証明書(その3、その3の2又はその3の3)

イ 商業登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの。写し可。) 1部

(3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による手続開始申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による手続開始申立てがなされていない者(会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(6) 市税及び国税を滞納していないこと。

(7) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。

(8) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

(9) 複数の消防本部(管轄人口30万人以上)が共同で整備する高機能消防指令センター(消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)に基づく補助対象事業である高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅢ型以上の基準を満たす施設)を開発・設置する業務を受注し引き渡した実績を有する者であること。

(10) 共同企業体の場合は、以下の要件を全て満たしていること。

ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。

イ 共同企業体の代表構成員が申込み者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、単独事業者又は他の共同企業体の構成員として重複していないこと。

エ 共同企業体の代表構成員については、上記(1)から(9)の要件を満たし、その他構成員については、上記(1)から(8)の要件を満たしていること。

### 3 仕様書等を示す日時及び場所

令和7年12月24日から、本市ホームページにおいて公表する。なお、奈良市情報資産に関するセキュリティ事項等が含まれる仕様書については、参加者から「秘密保持誓約書(様式5)」を受領した後、電子メール等で個別配布する。

### 4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、提出してください。

ア 受付期間 令和8年1月16日 午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにて件名を「仕様書等に関する質問(事業者名)」とし、質問書(様式3)を添付して、次のメールアドレスあてに送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けません。

提出先メールアドレス: shoubou-shirei@city.nara.lg.jp

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとします。

全ての質問及び回答については、令和8年1月23日までに、奈良市ホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/>）に掲載します。その回答をもって、仕様書等の追加又は修正とみなします。

ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については、回答しない場合もあります。

## 5 入札の場所及び日時

奈良市消防局第2庁舎（旧 奈良市防災センター）3階 災害対策作戦室

令和8年2月5日 午前10時

## 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

## 7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書（単独企業：様式1-1 共同企業体：様式1-2）

イ 業務実績調書（様式2）及び複数の消防本部（管轄人口30万人以上）が共同で整備する高機能消防指令センター（消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく補助対象事業である高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅢ型以上の基準を満たす施設）を開発・設置する業務を受注し引き渡した実績が確認できる書類（契約書等の写し）

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

(2) 入札参加申請方法

令和7年12月24日から令和8年1月16日午後5時までに持参又は郵送により提出してください。ただし、持参の場合は、奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いて上記の提出期間内必着とする。

提出先：

〒630-8145

奈良県奈良市八条五丁目404番地の1

奈良市消防局 指令課

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年1月23日までに入札参加申請者に通知します。通知は、一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに送信し、原本（公印を押印したもの）については、後日郵送します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

## 8 入札に関する事項

### (1) 入札方法 持参入札とします。

入札書（様式4）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

### (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違のある入札

ケ 入札書の日付が入札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 10 その他

(1) 郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(2) 本案件は、令和7年度から令和14年度までの継続契約であり、各年度の支払額等については、契約時に別途協議し定めることとします。

(3) その他の詳細は、入札者心得によります。

(4) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(5) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。

(6) 提出された書類は返却しません。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しません。

11 入札に関する問い合わせ先

奈良市消防局指令課 情報管理担当

住所：奈良県奈良市八条五丁目 404 番地の 1

電話：0742-35-0119

電子メール：shoubou-shirei@city.nara.lg.jp